

講師に
来てもらおう

脱マンネリ

介護予防講師派遣事業

介護予防のための活動を指導する講師を派遣します

対象	介護予防を目的とした通いの場(サロン、運動サークル、シニアクラブ)等の団体
内容	介護予防のための活動を指導する講師の派遣 ※講師の選定・講師との連絡調整は各団体で実施、市が講師料を支払う
市の負担額	1回あたり上限 4,000 円(税込) (講師料が 5,000 円の場合、4,000 円は市が負担し、残りの 1,000 円は団体が負担する)
利用回数	当該年度につき、1団体1回まで

申請の流れ

- ①内容・日程を決め、講師に依頼する
- ②講座を予定している日の2週間前までに、
市に「様式第1号 介護予防講師派遣事業申請書」を提出するか、申請フォームにて申請する
(申請書類はホームページからダウンロードまたは長寿政策課窓口でお受け取りください)
- ③市から「様式第2号 介護予防講師派遣事業決定通知書」が郵送またはメールで届く
- ④実施
- ⑤実施後、市に「様式第3号 介護予防講師派遣事業報告書」を提出するか、報告フォームにて報告する
- ⑥報告書受領後、内容に問題がなければ30日以内に市から講師に講師料を振り込む

申請フォーム



<https://logoform.jp/form/pqff/1314346>

注意事項

講師への依頼や連絡・調整は各団体で実施してください

以下は本事業の対象外となります

- 利用者からの会費を講師の謝礼にあてている場合
- ほかの制度により、講師料の補助を受けている場合
- 市の当該年度の予算が終了した場合